

職員の営利企業等の従事制限の今後の運用について（兼業ガイドライン）

1 職員の営利企業等の従事制限の現状

（1）根拠

地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）

職員は、任命権者の許可を受けなければ～省略～自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（許可の基準）

第3条 ～省略～職員の占めている職と当該営利企業との間に特別の利害関係またはその発生のおそれがなく、かつ、職務の公正円滑な執行に支障がない場合その他法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。

2 前項の規定は、職員が報酬を得て事業または事務に従事するすべての場合における任命権者の許可の基準に準用する。

（2）運用

職員から相談があった場合については、（1）を元に①許可の判断しており、②報酬については社会通念上相当と認められる程度を超えない額の受け取りを認めている。

（3）課題

（1）の根拠について、当市ではこれ以上の詳細を定めておらず、（1）の根拠のみを明確に適用した場合は解釈の幅が広く、様々な兼業を行うことが出来てしまうことから、慣例的に一部の例外を除いて兼業は認めておらず、その他いかなる理由や社会貢献的活動であっても、兼業はしにくい状況（令和4年度実績2件）となっている。一方で、複数の自治体（鳥取県、神戸市、生駒市、上山市、佐賀市、新庄市等）においては、職員を地域の重要な働き手として、あるいは職員のスキルアップを目的として、地域貢献度が高いと判断されるものについては、兼業を認めている。

総務省においても、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について研究が進められ、ガイドラインの策定や当該基準の弾力的運用が推奨されている。

2 職員の営利企業等の従事制限の今後について

(1) 趣旨

当市においては、「狛江市の持続可能な地域経営に繋がる好循環の創出」をミッションとして、まちのにぎわい事業、まちのリビング事業、まちのコンサル事業の3つの事業を展開する『一般社団法人 狛江まちみらいラボ』が、市の100%出資により令和5年10月に設立され、職員の属人的スキル・特技を狛江のまちに還元できる機会が広がった。

これを機に、許可基準をより明確化することで、兼業制度を利用しやすい状況をつくり、当該法人の業務も含め、地域貢献と職員の自律的なスキルアップ/キャリア形成支援が相互に推進されるよう、ガイドラインを定める。

(2) 許可の基準等

法令による基準

- 特別の利害関係またはその発生のおそれがない場合
- 職務の公正円滑な執行に支障がない場合
- 法の精神に反しないと認められる場合
- 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがない場合
- 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でない場合

報酬

- 社会通念上相当と認められる程度を超えない額

対象活動（以下のいずれかに該当するもの）

- 公益性が高く、継続的に行う必要がある地域貢献活動
- 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動
- 狛江市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条各号（第4号及び第5号を除く。）における職務に専念する義務の免除に該当する活動及び市の機関以外からの依頼を受け、市政又は学術に関する執筆活動
- その他市長が必要と認めたもの

対象職員

- 活動開始予定日において、入庁1年以上であること。
- 活動開始予定日の前年度の人事評価が、B（標準）以上であること。
- 所属長の許可が受けられること。

時間等

- 原則として週8時間以下、1箇月30時間以下、平日（勤務日）3時間以下（市職員としての超過勤務時間を含む。）
- 勤務時間外（有給休暇を含む。）又は職務免除、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと。
- 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないこと。

(3) その他

- 報酬（※）が発生しない場合は兼業にはあたらない（手続不要）。

※報酬とは労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭をいい、

交通費等の実費弁償は報酬にはあたらない

職員の営利企業等の従事制限の流れについて(イメージ図)

